

## 第23回和歌山県障害者スポーツ大会実施要項

### 1 目的

障害者スポーツの振興を図るとともに、障害者に対する社会の理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

### 2 主催

和歌山県 和歌山県障害者スポーツ協会

### 3 主管

和歌山県障害者スポーツ協会

### 4 後援予定（順不同）

和歌山市、和歌山県教育委員会、和歌山県市長会、和歌山県町村会、和歌山県市議会議長会  
和歌山県町村議会議長会、（公社）和歌山県体育協会、日本赤十字社和歌山県支部  
（社福）和歌山県社会福祉協議会、（社福）和歌山県福祉事業団、（社福）和歌山県共同募金会  
（社福）和遊協社会福祉事業協力会、（一財）和歌山陸上競技協会、（一社）和歌山県卓球協会  
（一社）和歌山県水泳連盟、和歌山県アーチェリー協会、和歌山県障害者フライングディスク協会  
和歌山県ボウリング連盟、和歌山県レクリエーション協会、NHK和歌山放送局  
（株）テレビ和歌山、（株）和歌山放送、朝日新聞和歌山総局、毎日新聞和歌山支局  
読売新聞和歌山支局、産経新聞社、わかやま新報、ニュース和歌山（株）

### 5 開催期日及び会場

開会式	開催期日	時間		会場
	令和5年 5月21日(日)	受付 開始	9:30~10:00 10:30~	

競技	開催期日	時間		会場
ボウリング	令和5年 5月14日(日)	受付	9:00~	和歌山グランドボウル
		開始式	10:00~	
		競技開始	10:15~	
陸上競技	令和5年 5月21日(日)	競技開始	12:30~	紀三井寺公園陸上競技場
アーチェリー	令和5年 5月28日(日)	受付	12:30~	和歌山県子ども・女性・障害者 相談センター アーチェリー場
		開始式	13:00~	
		競技開始	13:30~	
ポッチャ	令和5年 5月28日(日)	受付	12:30~	和歌山県子ども・女性・障害者 相談センター 体育館
		開始式	13:00~	
		競技開始	13:30~	
水泳	令和5年 6月4日(日)	受付	12:00~	秋葉山公園県民水泳場
		ウォームアップ	13:00~	
		開始式	13:45~	
競技開始	14:00~			
卓球 (一般卓球) (サウンドテーブルテニス)	令和5年 6月4日(日)	受付	12:00~	和歌山県子ども・女性・障害者 相談センター 体育館・多目的ホール
		開始式	12:45~	
		競技開始	13:00~	
フライングディスク	令和5年 10月1日(日)	受付	9:00~	紀三井寺公園陸上競技場
		開始式	10:00~	
		競技開始	10:30~	

## 6 参加資格

- (1) 和歌山県内に住所を有する者又は県内に所在を有する施設等に入所・通所・通学をしている者。
- (2) 令和5年4月1日現在、13歳以上の身体障害者、知的障害者、精神障害者。
- (3) 身体障害者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者。  
ただし、内部障害の手帳を所持している者は、ぼうこう・直腸機能障害者に限る。
- (4) 知的障害者は、厚生事務次官通知（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。※  
※「その取得の対象に準ずる障害」は、以下のいずれかの資料により判断するので、添付のうえ申し込むこと。
  - ・児童相談所・知的障害者更生相談所長の判定書の写し
  - ・在籍（在学、通所、入所）または卒業（退所）先の所属長による証明書（書式不問）
- (5) 精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、「自立支援医療（精神通院）受給者証」取得者。
- (6) (3)～(5)の参加資格を有する者で、心臓機能障害・呼吸器障害など他の内部障害がある者は、医師の証明を必要とする。

## 7 競技規則及び競技役員等について

全国障害者スポーツ大会競技規則及び第23回和歌山県障害者スポーツ大会申し合わせ事項によるものとする。

競技の運営については、下記の者で行うこととする。

(一財)和歌山陸上競技協会、(一社)和歌山県水泳連盟、(一社)和歌山県卓球協会、  
和歌山県アーチェリー協会、和歌山県障害者フライングディスク協会、  
和歌山県ボウリング連盟、和歌山県障害者スポーツ指導者協議会、  
和歌山県障害者スポーツ協会

## 8 競技・種目及び障害区分、年齢区分

- (1) 競技・種目及び障害区分・年齢区分は、和歌山県障害者スポーツ大会競技・種目表（別紙Ⅰ）及び和歌山県障害者スポーツ大会障害区分表（別紙Ⅱ）のとおりとする。
- (2) 競技の組合せは、主催者において決定するものとする。
- (3) 陸上競技・水泳のリレーは男女混合（最低1名は異性をいれなければならない）で行い、年齢区分を設けない。
- (4) 出場選手が少ない競技・種目は、異なる障害・年齢区分の選手と同時に競技を行うことがあるが、順位決定及び表彰は障害・年齢区分別に行う。

## 9 参加制限

- (1) 陸上競技の4×100mリレーに参加する者は、他に1種目申し込むことができる。
- (2) 水泳に参加する者は、2種目申し込むことができる。
- (3) フライングディスクに参加する者は、アキュラシー競技とディスタンス競技の両方を申し込むことができる。

## 10 参加申込方法

参加を希望する者は、各々が在籍する市町村又は施設、学校を通じて申し込むこと。

町村及び施設は、管轄の振興局又は市役所へ参加申込書及び選手団名簿（個表1及び2）を提出すること。

市役所、振興局及び学校は、参加申込書に選手団名簿（総括表並びに個表1及び2）を取りまとめるのうえ、令和5年3月27日（月）（期限厳守）までに

和歌山県障害者スポーツ協会（〒641-0014 和歌山市毛見1437-218）へ提出するものとする。

※提出期限までに申し込みがない場合は、該当者がいないものとして取り扱う。

## 1 1 表彰

各競技の組毎に1位～3位までメダルを授与する。その他の選手には敢闘賞を贈る。

表彰は、各競技種目の終了後に順次行うものとする。ただし、卓球競技については、試合の状況に応じて適宜、行うものとする。

## 1 2 異議の申し立て

(1) 選手の資格及び組合せについての異議の申し立ては認めない。

(2) 競技進行中に起きた選手の行為あるいは順位の設定について異議のある場合は、当該選手が所属する選手団の代表者が文書又は口頭により審判長にその旨を申し出ることができる。当該申し立てに対しては、審判長が判断し、その判定は最終とする。

なお、申し出ることができるのは、その種目が終了後30分以内とする。

## 1 3 態度決定及び実施本部

(1) 態度決定時の判断について

①下表に記載した態度決定日時において、競技開催地で大雨、洪水、暴風のいずれかの警報が発令されている場合、原則として大会は開催しない。

②態度決定日時において県内に津波警報が発令されている場合、大会は開催しない。

③陸上競技（開会式を含む）、アーチェリー、フライングディスクについては、下表に定める態度決定日時の時点で雷注意報が発令されている場合は、主催者において態度決定について協議し決定するものとする。

④陸上競技（開会式を含む）については、当日、以下の方法で周知を行う。

・和歌山放送で5時59分と6時59分に態度決定を放送。

・テレビ和歌山で6時00分～6時30分の間に数回文字テロップを放送。

⑤その他、不測の事態が発生した場合は、主催者において協議し決定。

⑥態度決定については、下表に記載している実施本部で確認すること。

競技	態度決定日時	実施本部	
ボウリング	5月14日(日) 5:00	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター(073-445-5311)	5:00～9:00
		和歌山グランドボウル(073-451-4161)	9:00～17:00
開会式・陸上競技	5月21日(日) 5:00	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター(073-445-5311)	5:00～9:00
		紀三井寺公園陸上競技場(073-444-7565)	9:00～17:00
アーチェリー	5月28日(日) 8:00	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター(073-445-5311)	8:00～17:00
ポッチャ	5月28日(日) 8:00	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター(073-445-5311)	8:00～17:00
水泳	6月4日(日) 8:00	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター(073-445-5311)	8:00～12:00
		秋葉山公園県民水泳場(073-445-7300)	12:00～17:00
卓球	6月4日(日) 8:00	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター(073-445-5311)	8:00～17:00
フライングディスク	10月1日(日) 5:00	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター(073-445-5311)	5:00～9:00
		紀三井寺公園陸上競技場(073-444-7565)	9:00～17:00

(2) 競技開催中の中止あるいは続行の判断について

競技開始後(1)の①に記載する警報及び雷注意報が発令されたとき、あるいは不測の事態が発生した場合の中止あるいは続行の判断については、主催者及び競技委員長において協議の上、決定する。

#### 14 ゼッケン

布製で縦15cm、横20cmのものに、団体・施設名及び姓を明記したものを用意すること。

競技	ゼッケン	備考
陸上競技・フライングディスク・ボウリング・ポッチャ	胸及び背部	※車いす使用者は車いすの背部
卓球・アーチェリー	背部	※車いす使用者は車いすの背部
水泳	なし	

#### 15 留意事項

- (1) 服装は、競技に適したものであること。
- (2) 運動靴・タオルその他必要品は各自持参すること。
- (3) 陸上競技について
  - ・スパイクシューズは使用できるものとするが、使用するスパイクシューズは全天候型とし、ピンの長さは9mm以内とする。ただし、ソフトボール投及びジャベリックスローについては12mm以内とする。
  - ・伴走者はビブスをつけること。(大会当日、貸出可能)
  - ・障害区分24は光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着すること。
  - ・競走競技のスタートコールは、イングリッシュコールで行う。
  - ・50mについてはスタンディングスタートのみとする。また、その場合スターティング・ブロックを使用することはできない。
  - ・50m競走で使用する車いすは、日常生活用で使用している車いすとする。
  - ・競走競技及び跳躍競技における杖、歩行器の使用は認めない。
  - ・車いすで100m以上の競走競技に出場する場合は、ヘルメットを着用すること。
  - ・4×100mリレーは所属は問わないが、申込書にチーム名を必ず記入すること。
- (4) 水泳について
  - ・障害区分23は光を通さないゴーグルを装着すること。
  - ・自由形、平泳ぎ、バタフライ、4×50mフリーリレーのスタートは台上、台の横からの飛び込み、または水中スタートを選択できる。
- (5) アーチェリーについて
  - ・使用する弓矢は各自持参すること。
  - ・競技経験の有する者のみの参加とし、競技団体登録等の証明を添付すること。また、各種目において36射150点以上の者とする。
- (6) 卓球について
  - ・各自ラケットを持参すること。
  - ・原則としてリーグ方式によって行うものとする。
  - ・障害区分15は光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着すること。
- (7) フライングディスクについて
  - ・アキュラシー競技の試技の時間は、プレーヤーが1投目のディスクを受け取ってから5分とする。5分をこえた試技は無効とする。
  - ・ディスタンス競技の試技の時間は、プレーヤーが1投目のディスクを受け取ってから3分とする。3分をこえた試技は無効とする。
- (8) ボウリングについて
  - ・補助具を使用することはできない。
  - ・参加申し込み人数により2シフト制で開催する場合がある。
  - ・デュアルレーン(アメリカン)方式で行うものとする。
- (9) ポッチャについて
  - ・個人戦とする。
- (10) 介助について
  - ・介助を要する者は、各自で用意すること。
  - ・競技場には介助を事前に申し込んでいる選手の介助者のみ入場することができる。なお、介助者は選手の誘導のみとし、選手の有利となる行為をした場合には選手は失格となる。

## 16 全国障害者スポーツ大会出場選手の選考

(1) 本大会は、全国障害者スポーツ大会へ派遣する本県代表選手の選考会を兼ねる。

陸上競技・水泳・アーチェリー 卓球・ボウリング・ボッチャ	特別全国障害者スポーツ大会（燃ゆる感動かごしま大会） 派遣選手選考（令和5年10月28日～30日開催）
フライングディスク	SAGA2024 第23回全国障害者スポーツ大会 派遣選手選考（令和6年10月26日～28日開催）

(2) 全国大会に出場を希望する選手は、申込書の「その他」の欄で意思表示をすること。

(3) 全国大会出場選手は、6月中旬に開催予定の「全国障害者スポーツ大会和歌山県選手選考委員会」（仮称）において、出場希望選手で全国障害者スポーツ大会開催基準要綱に定める条件を満たしている者の中から選出する。

(4) 選手に対しては、6月30日（金）までに選手団（郡・市・学校）を通じて本県代表選手として選出された旨連絡する。連絡は、出場が決定した選手のみに行う。従って同日までに連絡がなかった選手は、代表選手として選出されなかったものとする。

## 17 報道

当大会参加選手は、氏名、容姿、声及び言葉などがテレビ、ラジオ、新聞、雑誌及びその他のマスコミに用いられることを拒否せず、障害者スポーツ大会の目的と活動をより広く知らせることに役立つよう協力すること。

## 18 新型コロナウイルス感染症対策

本大会は、別紙Ⅲ「新型コロナウイルス感染症対策について」に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、開催する。選手及び介助者は、記載事項に十分留意すること。

## 19 健康・安全管理

(1) 大会当日の事故については、主催者において加入した傷害保険の範囲内で対応する。

なお、健康面においては各参加選手が医師の診断を受けるなどし、自己の責任において健康と安全に十分に留意すること。

(2) 駐車場で発生した事故・盗難等について、主催者は一切責任を負わない。

(3) 別紙Ⅲ「新型コロナウイルス感染症対策について」記載事項に留意すること。

## 20 その他

(1) 傷害保険の対象になる事故についての報告は、競技終了までに発生した事故については実施本部が大会会場を撤収するまでに主催者あてに行うこと。また、会場からの帰路における事故については速やかに主催者あてに報告すること。

(2) 大会運営にかかるボランティアは、16歳（高校生）以上とする。



1 陸上競技

2 水泳

3 卓球

肢体不自由者Ⅰ (切断・機能障害者)

<ul style="list-style-type: none"> <li>1 手部切断、片前腕切断、片上肢不完全、片上腕切断、片上肢完全</li> <li>2 両前腕切断、片前腕・片上腕切断、両上肢不完全</li> <li>3 両上腕切断、両上肢完全</li> <li>4 片下腿切断、片下肢不完全</li> <li>5 片大腿切断、片下肢完全</li> <li>6 両下腿切断</li> <li>7 片下腿・片大腿切断、両下肢不完全</li> <li>8 両大腿切断、両下肢完全</li> <li>9 体幹※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 手部切断</li> <li>2 片前腕切断、片上肢不完全</li> <li>3 片上腕切断、片上肢完全</li> <li>4 両前腕切断、両上肢不完全</li> <li>5 両上腕切断、両上肢完全、片前腕・片上腕切断</li> <li>6 片下腿切断、片下肢不完全</li> <li>7 片大腿切断、片下肢完全</li> <li>8 両下腿切断、両下肢不完全</li> <li>9 両大腿切断、両下肢完全、片下腿・片大腿切断</li> <li>10 片上肢切断・片下肢切断、片上肢不完全・片下肢不完全</li> <li>11 多肢切断、片上肢完全・片下肢完全、両上肢不完全・両下肢不完全</li> <li>12 体幹※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 片上肢障害</li> <li>2 両上肢障害</li> <li>3 片下腿切断、片下肢不完全</li> <li>4 片大腿切断、両下腿切断、片下肢完全、両下肢不完全</li> <li>5 両大腿切断、両下肢完全 [片下腿・片大腿切断]</li> <li>6 体幹※</li> </ul>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

肢体不自由者Ⅱ (脳原性麻痺以外の車いす使用者)

<ul style="list-style-type: none"> <li>10 第6頸髄まで残存</li> <li>11 第7頸髄まで残存</li> <li>12 第8頸髄まで残存</li> <li>13 下肢麻痺で座位バランスなし</li> <li>14 下肢麻痺で座位バランスあり</li> <li>15 その他車いす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>13 第7頸髄まで残存</li> <li>14 第8頸髄まで残存</li> <li>15 下肢麻痺で座位バランスなし</li> <li>16 下肢麻痺で座位バランスあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>7 第8頸髄まで残存</li> <li>8 座位バランスなし</li> <li>9 その他車いす</li> </ul>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

肢体不自由者Ⅲ (脳原性麻痺者)

<ul style="list-style-type: none"> <li>16 四肢麻痺で車いす使用</li> <li>17 けって移動</li> <li>18 上下肢で車いす使用</li> <li>19 上肢で車いす使用</li> <li>20 その他走不能</li> <li>21 上肢に不随意運動を伴う走可能</li> <li>22 その他走可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>17 四肢麻痺 (車いす常用) 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能</li> <li>18 両下肢麻痺 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能</li> <li>19 片側障害で片上肢機能全廃</li> <li>20 その他の片側障害で走不能</li> <li>21 その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10 車いす使用</li> <li>11 杖・松葉杖使用</li> <li>12 上肢に不随意運動あり</li> <li>13 上肢に不随意運動なし</li> <li>14 片側障害</li> </ul>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

肢体不自由者Ⅳ

23 電動車いす常用	22 浮具使用
------------	---------

視覚障害者

24 視力0から0.01まで	23 視力0から0.01まで	15 アイマスク有り
25 その他の視覚障害	24 その他の視覚障害	16 アイマスク無し

聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害

26 聴覚障害	25 聴覚障害	17 聴覚障害
---------	---------	---------

知的障害者

27 知的障害	26 知的障害	18 知的障害
---------	---------	---------

内部障害者

28 ぼうこう又は直腸機能障害
-----------------

精神障害者

19 精神障害者
----------

4アーチェリー

5フライングディスク

6ボウリング

肢体不自由者 (脳原性麻痺以外の車いす常用)

<ul style="list-style-type: none"> <li>1 第8頸髄まで残存</li> <li>2 その他車いす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 肢体不自由者</li> <li>2 視覚障害</li> <li>3 聴覚障害</li> <li>4 知的障害</li> <li>5 内部障害 (ぼうこう又は直腸機能障害)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 知的障害</li> </ul>
--------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------

肢体不自由者 (切断・機能障害者)

<ul style="list-style-type: none"> <li>3 上肢障害</li> <li>4 下肢障害(椅子、車いす使用を含む)</li> <li>5 体幹※</li> </ul>		
------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

肢体不自由者 (脳原性麻痺者)

6 脳原性麻痺
---------

聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害

7 聴覚障害
--------

内部障害者

8 ぼうこう又は直腸機能障害
----------------

知的障害者

9 知的障害
--------



**「両上肢不完全および両下肢不完全」の方も出場できるようになりました**  
**障害区分番号1に、追加されました**

**7ポッチャ**

**肢体不自由の方のうち、下記の障害区分の方が出場できます。**

**競技スタイルと障害区分を確認してください**

	区分番号	障害区分	解説	競技スタイル	
				立位	座位
1 切断・機能障害	1	多肢切断	上肢・下肢の4肢のうち3肢体を切断し義足等を使用して立位で競技する者	◎	
		両下肢完全で立位	脳原性麻痺以外で下肢の3大関節(股・膝・足関節)全てに機能障害があり、長下肢装具を使用して立位で競技する者		
		<b>両上肢不完全および 両下肢不完全</b>	<b>上肢または下肢の3大関節(肩・肘・手関節または、股、膝、足関節)のうち、1または2関節に機能障害がある者</b>		
2 脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	2	第6頸髄まで残存	肩関節周辺の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)		◎
	3	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)		◎
	4	第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)		◎
	5	多肢切断	上肢・下肢の4肢のうち3肢体を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者		◎
3 脳原性麻痺(脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	6	四肢麻痺で車いす常用	脳原性麻痺により四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある車いす使用者		◎
	7	けって移動	脳原性麻痺による両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者		◎
	8	片上下肢で車いす常用、または使用	脳原性麻痺による片側障害で、動かすことができる側の上肢と下肢で車いすを操作する者		◎
	9	その他走不能	脳原性麻痺による下肢障害で、杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者	◎	
4	10	電動車いす常用	脳原性麻痺や脳原性麻痺以外の四肢麻痺者、多肢切断で、日常的に電動車いすを使用している者		◎

※ 座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※ 座位で競技する選手(区分2~8及び10)の選手で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者に競技アシスタントを、ランプ使用者にはランプオペレーターをそれぞれ選手1名につき1名を認める。

※ 立位で競技する選手については、安全上の配慮から投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。



# （！必ずお読みください！）

## 新型コロナウイルス感染症対策について

### 1. 大会開催について

- 本大会は、公益財団法人日本パラスポーツ協会、中央競技団体及び競技会場が定める新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するガイドラインを基に、主催者が定めた感染症対策を講じた上で運営します。
- 参加者数により、競技の実施方法などを変更する場合があります。
- 感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症の分類の変更や、公益財団法人日本パラスポーツ協会等のガイドラインの改訂などにより、この実施要項を改訂することがあります。

### 2. 各会場への入場について

#### ①総合開会式及び陸上競技、アーチェリー、フライングディスク、水泳の各会場への入場について

- 式典・競技エリア内への入場は、「参加申込書」による事前申込み及び当日の「体調管理シート」の提出がある選手及び介助者に限って入場することができます。
- 観覧者は、主催者が指定した観覧エリアのみ入場することができます。（「体調管理シート」の提出は不要です。）

#### ②卓球、ボウリング、ボッチャの各会場への入場について

- 「体調管理シート」を提出した方のみ、入場することができます。

【体調管理シート提出要否早見表】

競技名	日程	選手	介助者	観覧者	備考
総合開会式	5月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入場行進に参加する方は全員必要 (選手、介助者(視覚障害者の手引きなど含む)、選手団役員、担当職員(開会式受付担当者は必須)など)</li> <li>・ 観覧者は不要</li> </ul>			
ボウリング	5月14日	必要		必要	
陸上競技	5月21日		必要	不要	
アーチェリー	5月28日			不要	
ボッチャ			必要	必要	
水泳	6月4日		必要	不要	観覧席を設けます
卓球				必要	
フライングディスク	10月1日		必要	不要	

※介助者とは、参加申込書（陸上、水泳、フライングディスク、ボッチャ）により申請を行い認められた者であり、競技会場に選手と共に入場することができます。

※審判員を含む運営スタッフは全員、体調管理シートの提出が必要です。

※今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、観覧者の入場を制限することがあります。

### 3. 大会に参加される選手及び関係者の皆さまへのお願い

選手、介助者、観覧者、各選手団担当職員及び審判員を含む運営スタッフ等、大会に関わる皆さまは、次の各事項の遵守をお願いします。

- 総合開会式の入場行進並びに2-①の競技エリア及び2-②の各会場への入場者は、必ず「体調管理シート」を提出すること。
  - ※ 体調管理シートの提出がない方、大会前7日間において発熱の症状がある方、体調管理シートのチェック項目を満たせない方の入場はできません。
- 会場への入場者（観覧エリアを含む。）は、受付において検温を行うこと。
  - ※ 体温が37.5度以上の方の入場はできません。
- 以下の事項の何れかに該当する方は、来場を見合わせる。
  - (1) 当日及び大会前7日間において、発熱、咳、咽頭痛など体調不良の症状がある方
  - (2) 新型コロナウイルス感染症に罹患した日から、発症日又は検体採取日を0日目として、7日間が経過していない方
  - (3) 過去5日以内に新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触がある方
- マスク（不織布マスクに限る。）を持参し、受付時や着替え、競技の待ち時間等の運動を行っていないときや、会話、応援をする際には着用すること。  
なお、開会式の入場行進や表彰式においても、着用すること。
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- 他の参加者、スタッフ等との距離を確保すること（誘導や介助を行う場合を除く）。
- 応援をする際には、他者との距離をとり、マスクを着用すること。
- 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
- 大会終了後5日間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。